

中国リース会計準則の改定

担当:左培剑 中国注册会计师・平出

企業会計におけるリース会計の処理については、国際会計基準が、《国際財務報告準則第16号(IFRS16号)リース》を2019年1月1日から採用していることから、中国においても2018年12月7日に《企業会計準則第21号-リース取引》(CAS 21号)を公表して、中国境内境外同時に上場した企業と中国境外で上場しIFRSまたは企業会計準則を採用して財務諸表を作成する企業に対して2019年1月1日からすでに新しいリース会計準則の実施を義務付けていました。

これが2021年1月からはすべての中国上場企業と、**企業会計準則を採用するすべての非上場企業**に対して原則として実施が義務付けられることとなりますので、私たち非上場の外資企業も旧企業会計制度ではなく、企業会計準則を採用している場合には来年度から主なリース取引についてはこの新リース準則に従った処理を行うこととなります。

■ 企業会計準則-リース準則改訂の背景

現行の企業会計準則においてはリース取引を対象となる資産の実質的所有権の帰属を基準として「ファイナンス・リース(融資リース)」と「オペレーティング・リース(経営リース)」とに区分して、このうち「ファイナンス・リース(融資リース)」については、リースの借り手側では、財務諸表の貸借対照表(B/S)において「リース資産」及びそれと関連する債務を認識する処理を行っています。

これに対してオペレーティング・リースについては、リースの借り手が「リース資産」及びそれと関連する債務を認識する必要はなく、毎回の支払いリース料を利潤表(損益計算書(P/L))上で当期費用として認識したうえで、重要なリース取引についても財務諸表脚注注記をすればよいことになっていました。このようにオペレーティング・リースについては契約上の未納付のリース料が貸借対照表に表示されないことから、その企業がリース取引により取得する権利やリース取引による負うことになる義務の内容を財務諸表上に反映されていませんでした。

■ 中国企業会計準則のリース準則の改訂

新リース準則では、リース取引に関わるリースの借り手側の会計処理について、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類することを廃止して、すべてのリース取引(1年以内の短期リース契約と少額リース契約は簡易処理の選択が可能)について借り手側で「使用権資産」と「リース負債」(一年以内のものは流動負債に、1年を超える部分是非流動負債に表示)を認識したうえで、減価償却と財務費用としての利息費用を認識するというこれまでのファイナンス・リース取引に関する処理と似たような処理方法をオペレーティング・リース取引についても行うこととなります。

また、「使用権資産」と「リース負債」を貸借対照表に計上するにあたっての金額について、初期測定を行います。使用権資産は想定されるコストを基準に、「リース負債」はリース料の計算利率を割引率として、リース取引開始日における未払リース料の現在価値を基準にします。

今回の準則改訂は企業経営に関わるすべてのリース取引に関係しますので工場リース、

事務所のリース、駐在員社宅、設備、事務機器、車両等で「短期リース」と「少額リース」に該当しないものはすべて対象となります。

2021年1月以前に契約しているリース取引についても、2021年1月1日現在で契約の残存期間が1年以内で再更新を行わないものを除き同様の処理が必要になります。

《参考例》

企業Aは賃借期間2021年1月1日から2022年12月31日までの2年間、毎月の賃料3万元でリース契約を締結した。

【仕訳】

1. 旧企業会計準則及び企業会計制度

借: 管理费用 - リース料(支払家賃) 3万元

貸: 銀行預金 3万元

2. 企業会計準則(新リース会計準則)

① 2021年1月1日

借: リース資産 - 事務所 68.5 万元(2年のリース契約による現在価値)(注1)

貸: リース負債 - 事務所 68.5 万元

② 毎月の会計処理

a. リース資産の減価償却

借: 管理费用 - 減価償却費 68.5 万元/24=2.85 万元

貸: リース資産 - 事務所 2.85 万元

b. リース料(家賃)の支払い毎月3万元(元本及利息) 2021年1月度の処理

借: リース負債 2.7260 万元

借: 財務費用-利息支出 0.2740 万元(注2)

貸: 銀行存款 3 万元

(注1) 現在価値: 将来2年間に毎月3万元の支払いを行う場合の現時点での金額を利率0.4%で見積

(注2) 財務費用-利息費用=リース負債の期初残高 x 利率 (月利率を0.4%で見積)

【財務諸表上の差異】

F/S	旧リース準則	新リース準則
PL表	管理费用-リース料 毎月3万元	管理费用-減価償却費 財務費用-利息支出
BS表	表示なし	リース資産(契約期間の金額現在価値, 以後毎月の減価償却により金額減少) リース負債(契約期間の金額現在価値, 以後毎月リース料の支払いにより金額減少)

リースの貸し手側の会計処理についてはファイナンス・リースもオペレーティング・リースもこれまでと企業会計準則による変更は基本的にありません。

2021年1月(来年度)からの適用となりますので、企業会計準則を採用されている企業は注意をしてください。「少額リース」に該当するか否かは各企業の総資産規模によって異なることとなります。会計処理の変更にあたりご不明な点がありましたら、私共または貴社を担当させていただいております弊社の中国人会計師の方に遠慮なくお問い合わせください。

以上